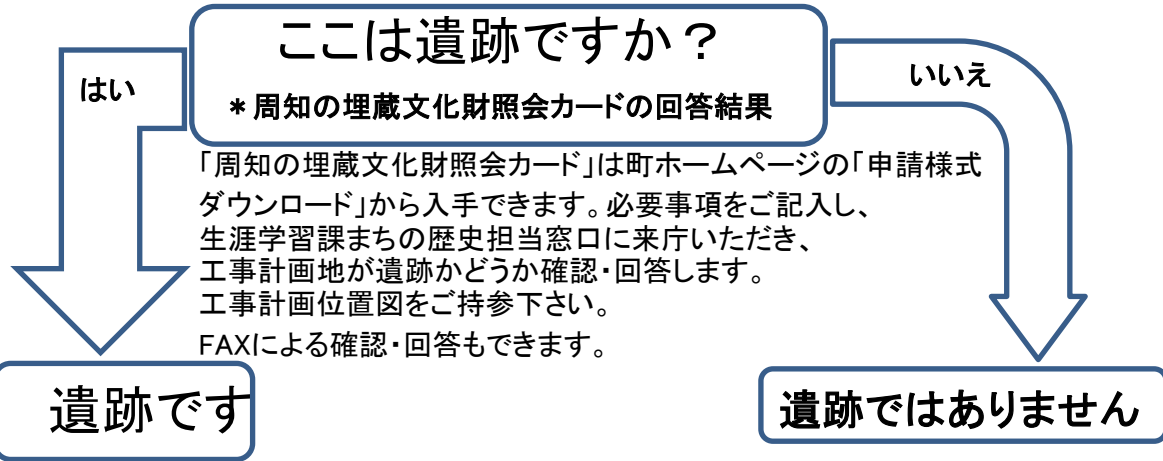


文化財関係 照会・手続きフローチャート（苅田町）



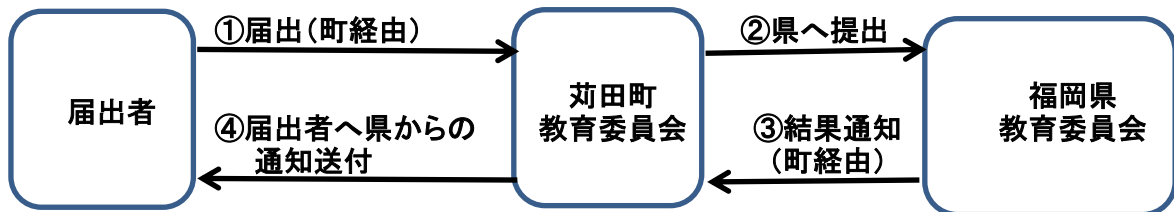
工事計画地が遺跡であった場合、以下の手続きが必要になります。

手続きは必要ありません。

届出書類の提出が必要です

- * 遺跡内で土木工事を行う場合には、あらかじめ福岡県教育委員会に届出書を提出する必要があります。（文化財保護法第93条関係）
- * 別紙記入例を参照下さい。
- * 工事着工予定の60日前までに下記書類を苅田町教育委員会に提出下さい。
- * 書類は苅田町教育委員会を經由して福岡県教育委員会に提出します。

書類 1.	埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕	町ホームページ「申請様式ダウンロード」の文化財から様式・記入例を入手できます。
添付書類	工事の図面（位置図、標準横断面図や構造図など）	
書類 2.	埋蔵文化財調査の実施依頼	
書類 3.	埋蔵文化財調査承諾書	



* 福岡県教育委員会から、遺跡の取扱については以下のいずれかの指示があります。

発掘調査	工事立会	慎重工事
工法についての協議や発掘調査の手続きを行います。	開発工事の際に、担当職員が現場に立ち会います。調査の期間、協力をお願いする場合があります。	万一、工事の際に埋蔵文化財を発見した場合、生涯学習課まちの歴史担当までご連絡下さい。

発掘調査の完了

現場を引き渡します。

【問合せ先】
 苅田町教育委員会事務局
 生涯学習課まちの歴史担当(庁舎4階)
 TEL:093-434-2212 FAX:093-434-5543